

# 委員からの依頼資料

# 各施設・事業の主な基準の比較

※下線部は従うべき基準

	児童福祉施設		事業			
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	放課後児童クラブ	
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		放課後児童クラブガイドライン	
職員	資格	保育士 (ほか、嘱託医、調理員の設置について規定)	児童指導員及び保育士 (ほか、嘱託医、調理員等の設置等について規定) ※児童養護施設の長の資格についても規定あり	保育士	家庭的保育者	「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい
	員数	【保育士】 0歳 3:1 1、2歳 6:1 3歳 20:1 4歳以上 30:1 (2人を下ることはできない)	【児童指導員及び保育士の総数】 0、1歳 1. 6:1 2歳 2:1 3歳以上の幼児 4:1 少年 5. 5:1 (45人以下の施設については、更に1名以上追加)	保育所と同様(設備運営基準第33条第2項(保育士の員数)に準じた対応)	【家庭的保育者】 保育する乳幼児の数は3人以下 (家庭的保育補助者を置く場合、5人以下)	なし (「放課後児童指導員を配置すること」のみを記載)
施設	保育室等	【0、1歳】 乳児室 1人当たり1. 65㎡以上 又は ほふく室 1人当たり3. 3㎡以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人当たり1. 98㎡以上	居室 1人当たり 4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室 1人当たり3. 3㎡以上)	保育所と同様(設備運営基準第32条(保育所の設備の基準)に準じた対応)	専用の部屋 9. 9㎡以上(1人あたり3. 3㎡以上) (3人を超える場合、1人につき3. 3㎡追加)	・専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペース ・1人あたりおおむね1. 65㎡以上が望ましい。
	その他	【0、1歳】 医務室、調理室、便所、保育に必要な用具 【2歳以上】 屋外遊戯場、調理室、便所、保育に必要な用具	相談室、調理室、浴室、便所、職業指導に必要な設備 (30人以上の施設については、医務室、静養室)	保育所と同様(設備運営基準第32条(保育所の設備の基準)に準じた対応) ※医務室、調理室、屋外遊戯場を除く	調理設備、便所、遊戯等に適当な広さの庭	・体調の悪い時などに休息できる静養スペース
	その他	【建築関係】 耐火基準、2方向避難の確保 等 ※建築基準法による規制のほか、設備運営基準で上乗せ 【消防関係】 非常警報器具等、消防機関へ火災を通報する設備の設置 等 ※消防法による規制※2のほか、設備運営基準で上乗せ	省令上は規定なし  【建築関係】 建築基準法による規制  【消防関係】 消防法による規制	【建築関係】 保育所の基準に準じた対応  【消防関係】 保育所の基準に準じた対応※2	火災警報器、消火器の設置※2 (その他については省令上基準なし) 【建築関係】 建築基準法による規制(現行) 【消防関係】 消防法による規制(現行)※3	ガイドラインでは規定なし  【建築関係】 建築基準法による規制  【消防関係】 消防法による規制

※1 児童福祉施設は建築基準法上「特殊建築物」に該当し、3階以上の場合等は耐火建築物、2階であって一定規模以上の場合等は耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要

※2 保育所、一時預かり事業、家庭的保育事業のうち、一定の規模以上の場合等は消防法に基づき、消火設備、警報設備等の設置が義務付け。(一時預かり事業、家庭的保育事業については平成27年4月から適用)

※3 通知上、一定の規模以上のものは保育所と同様の取扱い。

	児童福祉施設		事業		※下線部は従うべき基準
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	放課後児童クラブ
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		放課後児童クラブガイドライン
定員	(60人以上。ただし、都市部、過疎地においては20人以上でも可【通知】)	居室(1室定員) 4人以下 (乳幼児のみの居室 6人以下)	—	原則3人まで (補助者を置く場合5人まで)	集団規模: おおむね40人程度までとすることが望ましい (規模: 最大70人までとすること)
時間	保育時間: 8時間を原則 (開所時間は11時間。延長保育、休日保育あり【通知】)	—	—	保育時間: 8時間を原則	・平日: 放課後の時間、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定 ・休日等: 保護者の就労実態等をふまえて8時間以上
一般原則関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の一般原則等</li> <li>職員の一般的要件</li> <li>職員の知識及び技能の向上</li> <li>他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務</li> <li>入所者の平等取扱い</li> <li>虐待等の禁止</li> <li>懲戒に係る権限濫用禁止</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所と同じ(準用)</li> <li>保育所と同じ(準用)</li> <li>保育所と同じ(準用)</li> <li>保育所と同じ(準用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権の尊重、体罰等の禁止等(指導員の役割として)</li> <li>資質向上のための研修の実施</li> </ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に必要な設備の設置</li> <li>毎月1回以上の訓練</li> </ul>		—	定期的な訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故やケガの防止と対応</li> <li>防災、防犯対策 (定期的な避難訓練)</li> <li>来所・帰宅時の安全確保</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>自園調理</li> <li>3歳以上児に対する給食の外部搬入に係る特例</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事(必要な設備を設ける)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事に関する規定(自園調理除く)</li> </ul>	—
保健関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付</li> <li>入所者・職員の健康診断</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所と同じ(準用)</li> <li>保育所と同じ(準用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理(感染症等の発生時の対応策)</li> </ul>
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部規程の策定(入所者への援助、施設管理)</li> <li>職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備</li> <li>秘密保持義務</li> <li>苦情対応(窓口設置等)</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所と同じ(準用)</li> <li>保育所と同じ(準用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報、プライバシー保護、秘密保持</li> <li>苦情処理体制の整備等</li> </ul>
関係機関、保護者との連携	保護者との密接な連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設の長と学校、児童相談所等との連携による児童の指導及び家庭環境の調整</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と保護者との密接な連絡</li> <li>市町村と保育所その他の関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域と連携</li> </ul>
評価等	(*)	自己評価・第三者評価、(*)	(*)	—	自己点検、(*)
保育内容	厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う		保育所に準じて行う	保育所に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援計画の策定</li> <li>養護(生活環境等を整える)</li> <li>生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整</li> <li>児童と起居を共にする職員</li> </ul>		—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童</li> <li>障害児の受入と配慮</li> <li>利用者へ情報提供</li> </ul>

(\*) 社会福祉法上の努力義務あり

# 児童養護施設における省令基準と指針の対比

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)は、児童福祉法第45条の規程に基づき、都道府県が児童福祉施設の設備及び運営について定める条例の基になる省令基準である。(児童福祉施設の設置者は、条例の基準を遵守しなければならない。)
- 「児童養護施設運営指針」(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は、施設の目指すべき方向性を示したものである。

		設備運営基準	児童養護施設運営指針
職員	資格・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員などの配置</li> <li>・ 施設長、児童指導員、家庭支援専門相談員の資格 など</li> </ul>	特になし
	員数	あり	
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室、相談室、調理室、浴室、便所等の設置</li> <li>・ 居室の面積 など</li> </ul>	特になし
運営に関するもの		児童養護施設独自の基準 (養護の目的、生活指導・学習指導・職業指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、関係機関との連携 など)	<総論> 社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像 など
		児童福祉施設共通の一般的な基準 (人権配慮、自己評価、非常災害(避難訓練等)、虐待等の禁止、衛生管理、内部規程、秘密保持、苦情への対応 など)	<各論> 養育・支援、家族への支援、権利擁護、事故防止と安全対策、関係機関連携・地域支援、職員の資質向上、施設の運営 など

# <具体的な記載ぶりの違いについて>

## 例：事故防止・安全対策に関するもの

### 設備運営基準

(児童福祉施設と非常災害)  
第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。  
2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(衛生管理等)  
第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。  
2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。  
4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

### 児童養護施設運営指針

#### 5. 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
  - ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
  - ・グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
  - ・災害時の対応体制を整える。
  - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
  - ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
  - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
  - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

# 児童養護施設と家庭的保育事業の職員に関する基準の改定内容と経過措置

【職 員】			
児童養護施設	基 準		経 過 措 置
	改定前	改定後	
(例: 家庭支援専門相談員)			
配 置	—	義 務 化	平成24年3月31日までの間は、配置しないことができる
資 格 要 件	—	社会福祉士、精神保健福祉士、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者など	省令施行の際現に児童養護施設に配置されている家庭支援相談員に相当する者は、家庭支援専門相談員となることができる
家庭的保育事業	基 準		経 過 措 置
	法定化前	法定化後	
(例: 家庭的保育事業における家庭的保育者)			
配 置	—	法 定 化	なし (平成21年度までは保育士等の者が家庭的保育事業を実施。平成22年度に児童福祉法に家庭的保育事業が位置づけられ、 <u>家庭的保育事業を実施する者は、保育士であっても研修を修了する必要があることとされたが、特段の経過措置は設けていない。</u> )
資 格 要 件	—	法定化(市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者)	
参 考【設 備】※ 放課後児童クラブの設備については、参酌基準			
児童養護施設	基 準		経 過 措 置
	改定前	改定後	
1室あたり定員	15人以下	4人以下 ※ 乳幼児のみの居室定員は: 別基準	省令施行の際現に存する児童養護施設の建物(※)の新基準の規定適用については、なお従前の例による
1人あたり面積	3.3㎡以上	4.95㎡以上 ※ 乳幼児のみの居室面積は、別基準	

※ 建 物 = 建築中(※2)のものを含み、省令施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く

※2 建築中 = 施行日に基本設計が終了している施設や施行日に施設設置者が確定しており、かつ1年以内に着工が見込まれる施設も含む

※3 ( )については、建築年度が平成16年度以降の棟に占める割合

# 現行の放課後児童クラブに係る社会福祉法の主な規制

## 社会福祉事業の開始時

- 事業開始の日から1月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

※ 子ども・子育て新制度では、児童福祉法の改正により、市町村長に対する事前の届出が義務化される(上記の規定は適用されなくなる)。

## 社会福祉事業の経営者に対する指導監督

- 都道府県知事は、必要と認める事項の報告徴収・検査等を行うことができる。
- 都道府県知事は、事業者が報告徴収・検査等に応じない場合、サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合等は、事業の制限・停止を命ずることができる。

※ 子ども・子育て新制度では、児童福祉法の改正により、市町村長による報告徴収・検査等や事業の制限・停止命令等が可能となる(一部を除き、上記の規定は適用されなくなる)。

## その他社会福祉事業の経営者に係る規制

- サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑に利用できるよう、事業に関する情報提供の努力義務
  - 利用申込時に契約内容等についての説明の努力義務
  - 契約成立時に利用者に対し、サービスの内容や利用者が支払うべき額に関する事項等を記載した書面の交付等
  - 自己評価等のサービスの質の向上の努力義務
  - 誇大広告の禁止
  - 利用者等からの苦情解決の努力義務
- 等

※ 社会福祉法上、常時保護を受ける者が20人未満である放課後児童健全育成事業は、社会福祉事業には含まれない。